

Ⅵ 資料

1 廃棄物処理手数料の変遷

施行 年月日	分 類 区 分	単価(円/kg)				徴 収 基 準		動物の死体 (1体につき)	し尿	家庭廃棄物	
		収集		持込み		継 続	臨時				
S23. 6. 1	(塵芥清掃手数料) 厨芥・雑芥									1ヶ月 3円	
S24. 4. 1										1樽(36ℓ) 10円 昭和25. 10. 1より	1ヶ月 10円
S27. 4. 1										1樽(36ℓ) 15円 昭和26. 9. 1より	1ヶ月 20円
S29. 9. 13	(汚物手数料) ごみ・燃えがら・汚でい・ふん尿・犬、 猫、ねずみ等の死体	1		0. 5		1日の平均10kg以上の 排出者について徴収		200円	1樽(36ℓ) 20円	1ヶ月 30円	
S38. 4. 1						月平均100kg以上の排 出者	占有者が 臨時に多 量に排出 した場合		1世帯2人以下 30円 3人以上 50円+30円 (人数-2) 多量=従量制 36ℓ 30円	原則として無料	
S42. 4. 1									野良犬、野良猫などのみで飼 犬などは、受け付けず		多量=従量制 36ℓ 30円 一般家庭のし尿料金無料化
S45. 4. 1									600円		一般家庭無料 1ℓ 3円
S47. 4. 1									1,300円		一般家庭無料 1ℓ 5円
S51. 8. 1	(廃棄物処理手数料) ごみ・粗大ごみ・燃えがら・汚でい・ふ ん尿・廃油・廃酸・廃アルカリ・動物の 死体その他の汚物又は不要物であって固 形状又は液状のもの	18		10		1日の平均10kg以上の 排出者 1回の排出量200kg以 上の排出者	1,300円	一般家庭無料 1ℓ 9円	原則として無料		
S55. 6. 1						1,500円	一般家庭無料 1ℓ 9円				
S60. 4. 1						2,000円	一般家庭無料 1ℓ 11円				
H1. 4. 1						2,500円	一般家庭無料 1ℓ 20円				
H5. 6. 15	(廃棄物処理手数料) ごみ・粗大ごみ・ふん尿・動物の死体	32		20				2,500円	一般家庭 1月 2,000円 1ℓ 20円		
H9. 4. 1	(廃棄物処理手数料) ごみ・粗大ごみ・し尿・動物の死体										
H9. 9. 1 (H9. 10. 1 実施)	(廃棄物処理手数料) 家庭廃棄物・し尿 事業系廃棄物 ※一日平均10kg以下の場合で、行政収集 を利用した際の事業系廃棄物処理手数料 *3・可燃共通用 200袋 110円/枚 450袋 250円/枚 ・資源物用 300袋 30円/枚	32		20		1日の平均が10kg以下 の事業者 *3	4,000円			全て可燃共通 用 50袋 10円/枚 100袋 20円/枚 200袋 40円/枚 400袋 80円/枚 *4	
H16. 10. 1						1日の平均が10kgを超 える量の事業者 *2 (H25. 4. 1～ *5)					
H17. 4. 1											
H21. 4. 1											
H25. 4. 1		32 *1	55 *5	20 *1	40 *5			廃止	一般家庭 1月 2,000円 1回1便槽 10,000円		

*1 粗大ごみその他の家庭廃棄物を臨時に排出する占有者
*2 市長が指定する場所に直接搬入する占有者又は事業者
*3 平成9年10月1日から実施された事業系ごみ有料化による事業系廃棄物処理手数料
*4 平成16年10月1日から実施された家庭ごみ有料化による家庭用一般廃棄物処理手数料
*5 事業系一般廃棄物を排出する事業者（し尿を排出する場合を除く。）
◆ 粗大ごみシール券による一般廃棄物処理手数料については「Ⅱ4(3)①粗大ごみの出し方」参照

2 あゆみ

(1) 清掃事業のあゆみ

明治 22	4月 1日 吉祥寺・西窪・関前・境の4カ村が1村となり武蔵野村となる 人口3,000人、戸数485戸
33	3月 7日 汚掃除法公布（明治33年4月1日施行）
昭和 3	11月10日 町制施行 人口13,000人、戸数2,600戸
22	11月 3日 市制施行 人口60,000人、世帯数15,700世帯
23	4月24日 武蔵野市汚物掃除規定制度 4月24日 武蔵野市塵芥掃除手数料徴収条例制定 5月28日 市課に関する条例改正告示 衛生課にあった清掃係を独立させ清掃課新設 9月20日 武蔵野市塵芥掃除受託規定制度 中村組の請負によるごみ収集実施 対象は申込制による、約3,000世帯
24	市の直営にきりかえる 収集作業員11名、6,000世帯から年間1,907t収集 手数料一世帯10円 8月 清掃課を衛生課に吸収、清掃係へ
25	塵芥は市内養豚農家へ、雑芥は多摩村菊地焼却場及び市内や周辺地の爆弾の穴へ処分。オート三輪、荷車により各戸収集
26	各戸収集した雑芥は、仮集積所（市内4カ所）に一時集積し、自動車で運搬処理。雑芥の処分地は全面的に市外となる
27	厨芥の排出量が増加し、厨芥桶を100本試験的に使用。収集作業員17名、自動車1台、オート三輪1台、リヤカー1台、手車15台の体制となる
28	トレーラーを3台購入し、手車より積みかえ、ジープで牽引して処分場へ搬入 塵芥焼却場用地交渉不成功。候補地は、 ① 境1,698番地（桜堤2丁目） ② 境上水北宮団西側（桜堤3丁目） ③ 小平町長窪 ④ 田無町西原2,494
29	収集月量10万貫(375t)越す。 吉祥寺北口ごみ捨場を閉鎖し、振鈴によりトレーラーに持ち込む。 4月22日 清掃法公布 7月 1日 清掃法施行 9月13日 武蔵野市清掃条例公布施行 9月13日 武蔵野市塵芥掃除手数料条例廃止
30	1月31日 武蔵野三鷹地区保健衛生組合設立（総行地収第30号許可） 三鷹市内に焼却場用地物色
31	人口増加に伴い、ごみ排出量が増加。6カ所の仮集積場に殺菌、防臭のため薬品散布。 ＜この年神武景気でにぎわう＞ 埼玉県武蔵町（現在の入間市）の町有地1,800坪を借地契約し、埋立処理を開始する。
32	都営、公団住宅等の建設により人口急増。収集世帯が1万を越す。 これに対処するためアルバイト作業員およびオート三輪1台増車。
33	2月 焼却工場用地 三鷹市新川18番地（津村順天堂他52,519㎡）を買収。 用地買収費を含め32,169,000円。 9月 5日 バッチ式固定焼却炉（三機式自然通風炉）10基完成 処理能力37.5t/日 建設費13,350千円 9月15日より焼却業務を開始。雑芥のみで厨芥は養豚飼料又は埋立処分を行う。 ＜経済的にはナベ底景気の年＞
34	人口増加が続き、ごみ排出量も年間12,078tとなる。前年比29.8%増。 ＜34年～36年 岩戸景気とさわがれた＞ 不燃性無機物の処分地がなくなり、一時収集中止。養豚業者が減少し、厨芥を市で業者まで輸送する。 11月22日 バッチ式固定焼却炉増設、処理能力75t/日となる。建設費6,990千円。
35	ごみ排出量29%増。 吉祥寺駅周辺の雑芥を2t車による直接収集に切り換える。 厨芥収集を行う三輪車が10台となり、迅速な処理ができるようになった。
36	リヤカーによる収集を小型四輪車による直接収集に切り換える。
37	6月24日 焼却場に自動計量器を設置し、ごみの計量を開始。 厨芥の割合が大きくなり、機械炉の建設を検討。
38	機械炉建設のため視察を行う。 3月20日 武蔵野市汚物掃除規定廃止

39	1月 4日 清掃事務所設置 5月 1日 テストケースとして、定時定置収集（現行のステーション方式）を吉祥寺北町1、2丁目で行う。 （厨芥用ポリバケツを8世帯に1個無償支給） ＜オリンピック東京大会開催＞
40	武三保組合、機械炉建設開始
41	9月 1日 ロータリー、キルン式機械炉運転開始（パッチ炉廃止） 9月 1日 厨芥・雑芥混合で「定時定置収集」制となる。ごみ停留所3,800カ所、週2回収集。 燃えないごみは月2回。 ＜この年から消費の増大に支えられた高度成長期に入る＞
42	4月 1日 一般家庭ごみ処理手数料を廃止（無料化）。パッカー車を導入。 両市の不燃物処理、武三保組合で行うことになる。
43	8月 21日 激増するごみを焼却するため、機械炉の運転時間を16時間より24時間（3交替）に延長する。 12月 25日 機械炉の増設工事に着手
44	資源回収運動団体第一号誕生 11月 反逆炎式機械炉完成
45	6月 20日 地元調布市民より焼却場からの騒音、悪臭、煤煙等の公害防止について陳情 6月 26日 新炉の本格運転開始 能力360t/24h 8月 7日 住民代表が処理場公害に対して三鷹市役所前に座り込む。 8月 25日 武三保組合は、都より改善勧告を受ける。これを受け9月30日、ロータリーキルン式機械炉（1、2号炉）の全面的補修及び改善を行う。 12月 25日 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（旧清掃法の全部改正）公布、46年9月24日施行
46	1月 24日 住民約100名、三鷹駅前をデモ行進 2月 8日 焼却場周辺住民が炉の即時操業停止を求めて、ピケにより搬入を阻止 10月 1日 武蔵野市の不燃ごみ集積所を焼却場内から移転 12月 10日 周辺住民、焼却炉夜間運転の中止を要求 12月 三鷹市長は、三鷹市議会全員協議会にて、「焼却場の共同使用を向こう2年をメドにやめ、単独運営にしたい」と表明。 11月より可燃ごみ収集週2回（月木、火金）から3回（月水金、火木土）へ移行
47	1月～3月 3号炉の防音及び天井クレーン騒音低減工事。汚水沈殿槽の改修等の工事を実施 2月 14日 市内婦人団体によるノーバック運動開始 6月 1日 不燃物中継所用地として八幡町2丁目通研正門前に決定 6月 20日 市議会廃棄物対策特別委員会を設置 7月 5日 2号炉爆発により炉内の煉瓦の破損（電気集塵器設置）、羽村、瑞穂両町の砂利穴へ埋め立てる。
48	3月 28日 第1期清掃対策市民委員会発足 5月 21日 自区内処理を主張して武蔵野市の可燃ごみ搬入廃止 6月 21日 廃棄物対策特別委員会は市内に第2処理施設の検討を要する旨報告 7月 3日 多摩地域21市2町により廃棄物終末処理対策協議会設立 7月 18日 清掃対策本部設置
49	12月 23日 三鷹市長よりごみ処理対策について再度文書、50年3月までの焼却場武蔵野市内建設の約束は如何。期限は定めていないと反論。
50	3月 21日 清掃対策市民委員会は、第1回修繕市を開催する。 6月 17日 八幡町2丁目の中継所設置反対の請願が再提出される。 12月 8日 第2期清掃対策市民委員会発足。 羽村・瑞穂両町の終末処分地の公害防止のため、終末処分地の消毒及びパトロールを実施するが、十分な効果は得られず。
51	4月 羽村・瑞穂両町住民が廃棄物投棄差し止めを求める仮処分命令申請を東京地裁八王子支部に提出 8月 2日 両町住民と和解成立 9月 16日 処理施設建設費等に使用するための基金条例可決 10月 自区内に最終処分場の確保が困難な9市が共同して、東京都市廃棄物処分地管理組合設立
52	1月 5日 アメリカンスクールの跡地の一部に不燃物仮選別所完成 7月 5日 環境整備部の新設、同時に清掃事務所を清掃課に名称変更、清掃計画担当の設置 9月 8日 ごみ対策を推進する会主催「もうごみ捨て場がない！みんなで考えよう」第1回ごみ問題市民集会開催（参加450名）、減量運動として、資源物集団回収の実践を市民へ呼びかける 12月 7日 第2期清掃対策市民委員会、早急に建設用地の選定を提言 廃棄物再生利用事業実施要項を作成
53	焼却場修理による減量努力として、1月23日から不燃ごみ収集日に資源分別排出を始める（古紙類） 1月 武蔵野・三鷹両市長、新炉問題で協議 ① 53年度から5カ年計画で建設 ② 53年度に用地と機種を決定する ③ 58年4月稼働をタイムリミットとする ④ 「ふじみ焼却場の第2工場」とし、機種の選定にあたっては、組合と協議して決める

	1月 「ごみ対策を推進する会」の参加団体を拡げる 4月 1日 集団回収団体補助金制度発足 1kg2円 5月 1日 八幡町2丁目仮選定所の建設合意の覚書を取り交わす 5月 24日 保谷市坂上親睦会に建設計画説明、住民は反対の意志表明 7月 19日 焼却炉爆発 7月 20日 市議会に対し八幡町2丁目ごみ選別所設置について保谷市民反対の陳情 7月 28日 不燃物仮選別所閉鎖、清掃課内で仮中継を行う 8月 2日 粗大ごみ仮中継所（八幡町1丁目）工事着手 翌3日地元代表工事中止の申し入れ 9月 1日 全域対策として、不燃ごみの細分別排出収集開始 9月 20日 第2回ごみ問題市民集会開催（参加約400名） 12月 22日 本会議で市長が北町5丁目市営プール跡地を処理施設建設用地として発表 12月 29日 市民プール周辺住民へパンフレット配布 武蔵野市高齢者事業団（現公益財団法人武蔵野市シルバー人材センター）と協定を結び、粗大ごみ再生事業を開始
54	1月 16日 クリーンセンター第1回地元説明会開催 1月 18日 第2回地元説明会開催 2月 8日 第2回目の全員協議会開催 建設反対、促進の要望書が提出され、意見陳述・質疑応答があったが、結論を得るにいたらなかった 2月 21日 第4回地元説明会 2月 26日 市議会全員協議会を開催するも結論を得ず 3月 13日 市議会廃棄物特別委員会により、公園内設置についての都の意向確認 3月 19日 ごみ問題を考える連絡会14名、東京都都市計画局長・環境整備部長・知事室を訪問 7月 20日 市長より武蔵野市清掃対策市民委員会へ、市民参加方式のクリーンセンター建設特別市民委員会の要綱案の作成要請 9月 27日 第3回市民集会開催（武蔵野公会堂） 10月～55年 3月 武三保、1、2号炉改修工事 10月～55年 3月 1、2号炉改修工事に伴うごみ減量武蔵野市民運動 12月 1日 クリーンセンター建設特別市民委員会の発足
55	2月 13日 羽村町最終処分場について羽村町並びに周辺住民と東京都市廃棄物処分地管理組合で公害防止協定の締結 4月 1日 集団回収団体補助金1kg3円に値上げする 4月 17日 武三保、組合じん芥処理施設建設プロジェクトチームを設置 4月 30日 東京都都市廃棄物処分地管理組合9市をはじめとした25市2町が、東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合設立準備委員会を設立 5月～10月 羽村新処分場建設工事 8月 清掃対策市民委員会（第三期）報告書の提出 9月 29日 クリーンセンター建設特別市民委員会が26回の委員会を開催、提言を市長に提出 11月 羽村新処分場完成 ごみ投入を開始 11月 東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合を設立 12月 クリーンセンターの建設用地を市営総合グラウンドに選定し、議会の了承を得る
56	2月 不燃物の毎週取りに関し、職員参加によるプロジェクトチームを編成（現業職10名、事務職2名の構成） 1月～2月 クリーンセンター建設説明会を開催（3団体） 3月 周辺住民団体の同意を得る（ごみ問題を考える連絡会、緑町団地自治会） 3月 反対周辺住民団体に理解と協力要請（緑町3丁目） 4月 30日 環境整備部から環境部に変更 5月 クリーンセンター都市計画決定される 9月 クリーンセンター用地測量着手 10月 クリーンセンターまちづくり委員会発足 12月 三多摩地域廃棄物広域処分組合と日の出町間で、日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場設置に関する基本協定を正式調印 12月 第2ごみ焼却場建設メーカー決定
57	2月 不燃性の毎週収集実施 第2ごみ焼却場煙突工事着手 日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場用地買収始まる 4月 1日 集団回収団体補助金1kg4円に値上げする 6月 粗大ごみ処理施設建設メーカー決定 7月 クリーンセンター建設本体工事着手 日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場着工 第2ごみ焼却場煙突工事完了 12月 クリーンセンターまちづくり委員会第1回提言

58	6月 10月 11月 12月	クリーンセンター躯体工事完了 含水銀廃棄物（有害ごみ）の分別収集開始 クリーンセンター焼却炉レンガ積工事着工 クリーンセンターまちづくり委員会第2回提言 清掃事業対策関係者会議（市内プロジェクト）発足 含水銀廃棄物（有害ごみ）の処理委託開始 クリーンセンター外構工事着手 清掃事業対策関係者会議（市内プロジェクト）提言を行い終了
59	3月 3月31日 4月1日 6月 9月 9月30日 10月 12月	有害ごみ分別排出啓発ポスター一斉提示（約5,000枚） 羽村処分場埋立て事業完了 日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場搬入準備完了 日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場開場、投棄開始 第2ごみ焼却場の管理・運営を武三保組合より受託、 清掃作業副主幹制度（班長制度）発足、収集作業員104名から89名体制となる 武蔵野クリーンセンター試運転開始、可燃ごみ搬入開始 不燃、粗大ごみ武蔵野クリーンセンター搬入開始 不燃物中継所閉鎖 武三保組合、ふじみ焼却工場閉鎖 東京都市廃棄物処分地管理組合解散 武蔵野クリーンセンター操業に関する暫定協定書地元団体と締結 まちづくり委員会最終（第3回）提言 武蔵野クリーンセンター竣工、本格稼働 武蔵野クリーンセンター落成式 地元三団体代表により「武蔵野クリーンセンター運営協議会」発足 リサイクルセンター建設検討市内プロジェクト発足
60	2月 3月 4月 11月	リサイクルセンター建設検討市内プロジェクト提言 武蔵野クリーンセンター事後環境アセスメントに着手 空きカン類（資源ごみ）を埋め立てごみ（燃やせないごみ）と一緒に収集する 武蔵野クリーンセンター事後アセスメント報告
62	1月 61.9.20 63.3.31 8月 12月12日	ワーキンググループ発足 団体交渉により清掃問題につき労使双方で協議 17回の討議を重ね、 報告書を提出する 爆発物防止ポスター作成 B3-1,000枚 B2-5,000枚 武蔵野クリーンセンター操業に関する協定書締結 （北町5丁目町会、緑町3丁目町会、武蔵野緑町団地自治会）
63	1月 4月	クリーンむさしのを推進する会10周年記念式典 於 市民文化会館 収集作業員89名から87名体制となる
平成元年	3月 4月1日 4月14日 7月	安全作業・安全運転手引書発刊、300部印刷 清掃手数料一部改正 粗大ごみ1kg 22円 し尿1ℓ 11円 動物死体1体2,000円 集団回収団体補助金1kg5円に値上げする 機構改革により清掃課から生活環境課へ名称変更し（清掃係が業務係へ名称変更）、 美化指導課が廃設され指導係が編入された 英字版“ごみの出し方”印刷発行する 2,000部
2	4月14日 6月3日 7月2日 8月 10月 11月25日	収集作業員87人体制から83人体制へ変更 市内駅前周辺清掃（ごみゼロデー）実施（開始） 社団法人シルバー人材センター武蔵野市高齢者事業団を社団法人武蔵野市シルバー人材センターへ 変更 ごみ表示版の全部取り替え カラス対策のための防鳥ネットの配布を始める 市内一斉清掃実施（開始）
3	2月7日 4月1日 4月26日 6月5日 9月2日 10月5日 11月18日	美化推進員制度開始 集団回収団体補助金1kg7円に値上げする 再生資源の利用の促進に関する法律（法律第48号）公布（施行平成3年10月25日） 牛乳パック拠点回収開始 廃食用油回収開始 廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正（法律第95号）（施行平成4年7月4日） 多量排出事業所と許可業者に対し、排出量抑制のための資源化計画説明会を行う

4	1月 5日	クリーンセンター大型可燃ごみ破砕機稼働
	2月 3日	収集地区の一部変更 これにより完全週休2日制の試行開始
	4月 1日	集団回収団体補助金1kg10円に値上げする
	11月 29日	クリーンセンター プラスチック減容設備稼働
	12月 22日	武蔵野市廃棄物の抑制・再利用と適正処理及びまちの美化に関する条例公布（条例第46号）
5	4月 5日	機構改革により美化指導課を廃止しごみ総合対策室設置
	6月	市政センターに空き缶回収機を設置
	6月 15日	武蔵野市廃棄物の抑制・再利用と適正処理及びまちの美化に関する条例施行
	6月 15日	清掃手数料一部改正 粗大ごみ1kg 32円 し尿1ℓ 20円 動物死体1体2,500円
	8月	夏休みごみ探検隊実施
6	2月 26日	環境美化推進員制度スタート
	3月	生ごみ処理機を小学校等の市関連施設に設置
	6月 1日	リサイクル体験工房開設
	11月 1日	食品用発泡スチロール製トレイと飲料用ペットボトル回収開始 牛乳パック拠点回収方法を変更する
7	4月 1日	集団回収事業者補助金制度発足 1kg2円
	5月 1日	ごみ収集袋の透明・半透明化の実施
	5月 10日	第1期廃棄物に関する市民会議発足
	6月 16日	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（法律112号）公布
	7月 1日	市推奨ごみ袋のデザイン変更
	10月 1日	家庭用生ごみ処理機器購入費補助金制度発足
	10月	新タイプの防鳥ネット貸し出し
8	4月	収集作業員83名体制から81名体制に
	5月 8日	クリーンセンター焼却施設基幹的施設整備事業開始
	5月 10日	桜堤団地建替事業について住宅・都市整備公団と生ごみ処理集中システム導入などのごみ対策を含む基本協定を締結
	5月 20日	廃棄物に関する市民会議中間答申 事業系ごみ全面有料化、分別収集の充実などについて
	10月	容器包装リサイクル法に基づく分別収集計画策定（平成9年度～13年度分）
9	3月 26日	第1期廃棄物に関する市民会議最終答申
	9月 12日	市営北町第二住宅へ生ごみ処理機設置、集合住宅用の試行
	10月 1日	事業系ごみ全面有料化実施 缶の分別収集再実施 「資源の日」設定 （週1回、缶・びん・古紙・古布及びび有害ごみ） スプレー缶・ガスボンベを有害ごみで収集開始
	10月	英語版・韓国語版・中国語版「ごみの出し方」発行
10	1月	日の出町に2つ目の廃棄物最終処分場、二ツ塚廃棄物広域処分場が完成し一部搬入開始
	2月	市設置生ごみ処理機からの熟成コンポストを市内農家への配布開始
	2月 23日	第2期廃棄物に関する市民会議発足
	4月	日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場搬入完了、二ツ塚廃棄物広域処分場全面搬入開始
	4月 6日	粗大ごみ処理施設破砕機爆発事故
	5月	市庁舎に生ごみ処理機設置
	8月	生活環境課に指導班発足、
	8月 27日	武蔵野市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）策定
	12月	クリーンセンター周辺等ダイオキシン類の土壌調査を実施 クリーンセンター1号炉電機集塵機をバグフィルタに変更
	12月 5日	桜堤団地建替事業について住宅・都市整備公団と業務用生ごみ処理機による生ごみ資源化事業に関する個別協定を締結
11	2月	クリーンセンター焼却灰中金属類除去装置設置
	4月	収集作業員81名体制から77名体制に
	6月	容器包装リサイクル法に基づく分別収集計画策定（平成12年度～16年度分）
	8月	有害ガス除去装置開放型冷却塔を密閉型に変更 焼却灰中の乾電池を手作業で除去（10月まで）
	10月	焼却灰中の乾電池除去装置の設置
	10月 22日	桜堤団地（サンヴァリエ桜堤）生ごみ資源化（コンポストサークル）開始
	12月	クリーンセンター2号炉電機集塵機をバグフィルタに変更
12	3月 31日	第2期廃棄物に関する市民会議答申
	7月 1日	収集方法の変更、可燃ごみ収集週2回、「資源の日」週2回に（土曜日収集廃止） 容器包装リサイクル法に基づくペットボトル、その他プラスチック製容器包装の分別収集の開始 収集作業員77名体制から73名体制に
	10月	クリーンセンター3号炉電機集塵機をバグフィルタに変更（ごみクレーン及び復水器の更新）
	11月 13日	三鷹市との可燃ごみ処理の相互協力開始
13	3月 28日	クリーンセンターがISO14001を取得。

	4月 1 日 家電リサイクル法の本格施行により、エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機の4品目を粗大ごみ収集の対象からはずす。 収集地区一部委託開始 (3 地区の可燃・不燃) 収集作業員 73 名体制から 67 名体制に 7月 25 日 第3期廃棄物に関する市民会議発足 10月 1 日 粗大ごみ収集方法を変更、シール制に 10月～11月 二枚橋衛生組合から広域支援として可燃ごみを受入れる (約 600t)
14	3月 吉祥寺朝一番隊開始 4月 1 日 機構改革によりごみ総合対策課へ 調査指導係発足 5月 18 日 埋立てごみの試験焼却実施 (24 日まで7 日間) 6月 容器包装リサイクル法に基づく分別収集計画策定 (平成 15 年度～19 年度分) 11月 16 日 クリーンセンター運営協議会まつり開催
15	1月 14 日 埋立てごみの再試験焼却実施 (17 日まで4 日間) 3月 31 日 武蔵野三鷹地区保健衛生組合解散 4月 1 日 武蔵野市の単独処理開始 狭あい道路地域特別戸別収集開始 ふれあい訪問収集開始 三鷹朝一番隊、武蔵境朝一番隊開始 8月 武蔵野市一般廃棄物処理基本計画 調整計画 策定 9月～3月 クリーンセンター粗大ごみ処理施設更新工事。選別設備の変更 10月 1 日 埋立てごみの焼却本格実施 資源有効利用促進法に係る経済産業省・環境省令の改正により、家庭の使用済みパソコンを粗大ごみ収集の対象からはずす 10月 15 日 武蔵野市 13 万市民ごみ減量キャンペーンを実施 「これしか出せないの!?'ごみ袋」を市内全世帯に配布
16	2月 2 日 モデル地域 (御殿山・西久保・桜堤) で戸別収集を実施。 4月 1 日 家電リサイクル法の対象品目に冷凍庫が追加され、粗大ごみ収集の対象からはずす クリーンセンター粗大ごみ処理施設の新しい選別設備稼働 4月 17 日 オール東京市町村喫煙マナーアップキャンペーン 4月 18 日 吉祥寺駅周辺を路上禁煙地区に指定 7月 5 日 吉祥寺北町、吉祥寺南町、吉祥寺本町、八幡町、境、境南町で戸別収集を実施。 8月 2 日 ごみの分別を一部変更。「燃やさないごみ」として分別していた資源にならないプラスチック製品、靴、ラップ、アルミホイルなどが「燃やすごみ」に 古紙において、「雑紙 (ざつがみ)」の区分を設ける 9月 1 日 スーパー、コンビニエンスストアなど市内 174 店舗で家庭用有料ごみ処理袋等の販売を開始 9月 28 日 クリーンセンター粗大ごみ処理施設で爆発事故発生 10月 クリーンセンター稼動 20 周年 10月 ごみ便利帳 発行 全戸配布 10月 1 日 家庭ごみ有料化実施。「燃やすごみ」と「燃やさないごみ」の処理が有料となる 10月 4 日 吉祥寺東町、中町、緑町、関前で戸別収集を開始し、市内全域で戸別収集を実施 11月 14 日 クリーンセンター運営協議会 20 周年記念事業開催
17	3月 10 日 クリーンセンター粗大ごみ処理施設で爆発事故発生 3月 31 日 コミセンに設置されたペットボトル・発泡スチロールトレイの回収ボックスを撤去 4月 1 日 動物死体の処理手数料を 2,500 円から 4,000 円に変更 7月 9 日 三鷹駅北口・武蔵境駅周辺を路上禁煙地区に指定 7月 30 日 オール東京市区町村喫煙マナーアップキャンペーン 8月 24 日 「夏休みごみ探検隊」須田孫七氏、須田研司氏を講師に自然観察体験を開始 9月 土の回収 (試行) 開始 9月 30 日 ペットボトル・発泡スチロールトレイ拠点回収全面廃止 12月 28 日 クリーンセンター地球温暖化対策計画策定 エネルギー使用に伴う CO2 排出量を平成 21 年度迄に約 10%削減を目標
18	4月 1 日 東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合が、廃棄物の埋立処分するだけでなくエコセメント事業を開始することにより、東京たま広域資源循環組合に名称変更 11月 ごみ減量に向けて!!「武蔵野ごみチャレンジ 700 グラム」宣言 シンボルデザインマーク募集 11月 5 日 オール東京市区町村喫煙マナーアップキャンペーン 12月 25～27 日 年末ごみ減量キャンペーン

19	1月31日 第4期廃棄物に関する市民会議発足 2月 外国語版ごみ分別冊子発行 2月25日 ごみ減量フェスタ開催 3月26日～4月6日 ごみ分別案内所の開設（開始） 6月 容器包装リサイクル法に基づく分別収集計画策定（平成20年度～24年度分） 7月25日 剪定枝葉資源化事業開始 8月21日 親子エコクッキングを実施 8月31日 親子ごみ探検隊を実施（開始） 9月5日 ごみ減量協議会発足 10月30日 第4期廃棄物に関する市民会議中間報告 11月15日～30日 第4期廃棄物に関する市民会議中間報告パブリックコメント 12月11日 ゲストティーチャー私立中学校で実施（藤村女子） 12月10日～20日 高校生ごみ意識調査実施（都立武蔵高校、成蹊高校、聖徳高校、藤村女子高校）
20	1月19日～3月26日 高校生ごみ意識ミーティング実施（開始） 2月1日 第4期廃棄物に関する市民会議最終答申 2月25日 ごみ減量資源化推進事業者（ECOパートナー）認定表彰開始 2月 ～ごみ減量情報紙～「武蔵野ごみニュース」vol.1発行 3月 武蔵野市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成20年度～29年度）策定 4月1日 行政収集した古紙類の売払い方法見直し 集団回収事業者補助金1kg0.5円に引き下げる 6月 レジ袋使用事業者懇談会第1回実施 8月 （仮称）新武蔵野クリーンセンター施設まちづくり検討委員会発足 10月1日 分別収集したびんを全量容器包装リサイクル協会ルートによる資源化へ 11月 化粧品びんを燃やさないごみから資源物（びん）へ分別変更
21	1月29日 レジ袋削減会議発足 2月25日 ごみ処理広域支援（小金井市）のため、平成20年度一般廃棄物処理実施計画を改正 3月 家庭用生ごみ処理機器購入費補助金交付制度を廃止 4月1日 燃やさないごみの収集回数を、週1回から月2回に変更 家電リサイクル法の対象品目に液晶・プラズマ式テレビ及び衣類乾燥機が追加され、粗大ごみ収集の対象からははずす 市による飼養動物（ペット）の死体処理を廃止 家庭用生ごみ処理機器購入費補助事業を廃止 一般収集を全面委託化、市直営は狹隘道路・ふれあい訪問収集のみに 集団回収事業者補助金1kg2円に値上げする 機構改革により、減量資源化係と調査指導係が統合し、減量指導係へ改組 6月 （仮称）新武蔵野クリーンセンター施設まちづくり検討委員会最終報告書 7月 ごみ減量・資源化推進プロジェクトチーム発足 9月 （仮称）新武蔵野クリーンセンター建設計画「市の基本的な考え方（案）」 9月～11月 マイバッグからはじめるプチ・エコキャンペーン 開始 12月 （仮称）新武蔵野クリーンセンター建設計画「市の基本的な考え方」
22	2月 新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設基本計画策定委員会発足 3月 新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会発足 3月 「武蔵野ごみチャレンジ700グラム」達成 5月1日 クリーンセンター搬入分剪定枝葉資源化減免試行 開始 5月16日 「セカンドステージ！武蔵野ごみチャレンジ600グラム」宣言 6月 容器包装リサイクル法に基づく分別収集計画策定（平成23年度～27年度分） 6月～7月 生ごみ分別収集実験実施 7月 府中市、調布市と三市共同の生ごみ資源化研究 開始 11月1日 「武蔵野市におけるレジ袋削減に関する協定」を市内スーパー事業者12社と調印 12月 白煙防止装置を止める実験
23	3月 新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設基本計画策定委員会・新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会 提言 観光まち歩き（トイレ一般開放）協力店 開始 広告付新ごみ便利帳 改訂版「ecoブック」発行 全戸配布 <東日本大震災発生> 4月 クリーンセンターに都市鉱山開発事務所開設 4月1日 資源ごみの無断持ち去り禁止の条例施行 狹あい路線特別収集を委託化 粗大ごみシール券に1ポイント券を追加 5月 新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設基本計画（案）公表、パブリックコメント実施 7月 新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設基本計画策定

	9月	第二期新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会発足
	10月	新武蔵野クリーンセンター（仮称）事業者選定委員会発足
	10月3日	家庭用ごみ処理袋（20リットル・40リットル）のばら売りを開始
24	3月	「むさしのエコポ」実施 高校生ごみ意識ミーティング・親子ごみ探検隊事業を終了
	4月	都市鉱山開発事務所の小型家電分解作業を市内障害者団体へ委託化 緑町市民農園内に生ごみ堆肥を利用したコンポストガーデンを開設 ふれあい訪問特別収集をシルバー人材センターへ一部委託化（集合住宅居住対象者のみ）
	5月	ミカレットさかいきた、JR中央線高架化に伴う閉鎖撤去
	8月	ごみ総合対策課事務所がクリーンセンター2階へ移転
	10月	機構改革により、環境部発足。環境生活部から環境部ごみ総合対策課・環境部クリーンセンターへ 粗大ごみ受付センターをごみ総合対策課からクリーンセンターへ所管替え 新武蔵野クリーンセンター（仮称）整備運営事業 入札公告
	12月～1月	新武蔵野クリーンセンター（仮称）生活環境影響調査書縦覧・説明会開催
25	3月	フリーマーケット・関係団体等バス貸出事業を終了 市関連施設の生ごみ処理機を撤去 新武蔵野クリーンセンター（仮称）整備運営事業 落札事業者決定 第二期新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会 報告書 新武蔵野クリーンセンター（仮称）事業者選定委員会 審査講評公表
	4月	事業系一般廃棄物処理手数料を改定 1kg 40円 ふれあい訪問特別収集をシルバー人材センターへ委託化（名称を「ふれあい訪問収集」へ変更）
	6月	武蔵野市ごみ実態調査を開始 容器包装リサイクル法に基づく分別収集計画策定（平成26年度～30年度分）
	7月	新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設整備工事請負契約締結 新武蔵野クリーンセンター（仮称）建設事業説明会開催
	8月	第三期新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会発足
	11月	新武蔵野クリーンセンター（仮称）建設事業説明会開催、準備工事着手 サンヴァリエ桜堤の生ごみ処理機の撤去完了
26	2月	クリーンセンター利用車両の動線変更開始 吉祥寺駅北口工事に伴い、吉祥寺駅北口マナーポイント廃止
	3月	第5期廃棄物に関する市民会議発足、一般廃棄物処理基本計画の全面見直しを開始 ミカレットきちじょうじ、京王井の頭線高架橋下に移転新設（4月より供用開始）
	4月	三鷹駅北口・武蔵境駅周辺のマナーポイント廃止
	5月	新武蔵野クリーンセンター（仮称）建設工事着工
	8月	粗大ごみ収集電子申請試行事業実施
27	1月	第5期廃棄物に関する市民会議中間報告
	3月	第5期廃棄物に関する市民会議最終答申 武蔵野市一般廃棄物処理基本計画（平成27年度～36年度）策定
	4月	ごみ緊急対応センター設置（委託） 第6次職員適正化に伴う緊急業務の委託化
28	1月	武蔵野市ごみ収集の在り方等検討委員会設置
	3月	「武蔵野市ごみアプリ」運用開始 武蔵野クリーンセンター先進エネルギー自治体大賞優秀賞受賞
	5月	第三期新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会 報告書
	6月	第四期新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会 発足 容器包装リサイクル法に基づく分別収集計画策定（平成29年度～33年度分）
	12月	武蔵野クリーンセンター（旧施設）稼働停止、火納め式、解体工事着工 武蔵野クリーンセンター（新施設）試運転開始 都市鉱山開発事務所の小型家電分解作業を一時休止（新施設への移行及び旧施設解体工事着工に伴い）
29	2月	粗大ごみ受付センター（収集予約）業務の委託化
	3月	武蔵野クリーンセンター操業に関する暫定協定書を地元団体と締結
	4月	武蔵野クリーンセンター（新施設）工場棟落成式、本稼働開始 武蔵野市ごみ収集の在り方等検討委員会報告書策定
	6月	小型家電拠点回収開始
	7月	第6期廃棄物に関する市民会議 設置
	8月	武蔵野クリーンセンター操業に関する協定書締結（吉祥寺北町五丁目町会、緑町三丁目町会、武蔵野 緑町パークタウン自治会、武蔵野緑町二丁目第2アパート自治会）
	10月	武蔵野クリーンセンター グッドデザイン賞受賞
	11月	不燃・粗大ごみ処理施設（集じんダクト）で火災発生（粉塵への引火）
	12月	不燃・粗大ごみピットで火災発生（カセットボンベ類が原因と推測）
30	2月	不燃・粗大ごみ処理施設（粗破砕物搬送コンベヤ）で火災発生（リチウムイオン電池が原因と推測）
	3月	環境美化推進員制度廃止
	4月	不燃・粗大ごみ処理施設（粗破砕物搬送コンベヤ）で火災発生（リチウムイオン電池が原因と推測）

	6月	不燃・粗大ごみ処理施設（粗破砕物搬送コンベヤ）で火災発生（卓上カセットボンベが原因と推測） 火災多発により、不燃ごみ全量展開検査実施（6月19日から7月12日まで）
	7月	不燃・粗大ごみ処理施設の火災防止対策強化工事を実施
	8月	有害ごみの分別徹底の周知チラシを全戸配布
	9月	ごみ収集の在り方等検討委員会 最終報告答申 武蔵野クリーンセンター（旧施設）解体工事竣工 武蔵野クリーンセンター不燃・粗大ごみ処理施設火災検証報告書（第三者機関検証含む）
	10月	小型家電拠点回収拡充及び小型家電宅配便回収事業開始
31	1月	武蔵野市エネルギー地産地消プロジェクト開始
	2月	ごみ便利帳 平成31年度版「ecoブック」発行 全戸配布 可燃ごみピットで火災発生（着火原因となるものが混入と推測）
	3月	ごみと資源の収集カレンダー平成31年度版 発行 全戸配布 第四期新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会 報告書
	4月	収集頻度の変更（「燃やさないごみ」「ペットボトル」「びん」「缶」「危険・有害ごみ」が隔週） 収集日と収集地区割の変更（8地区から10地区に）
令和元年	5月	武蔵野クリーンセンター新管理棟竣工
	7月	武蔵野市一般廃棄物処理基本計画（令和元（2019）年度～令和10（2028）年度）策定
	9月	エコプラザ（仮称）及び周辺整備工事着工
	10月	ごみ総合対策課とクリーンセンターの機構改革による組織統合
	11月	一時休止中の都市鉱山開発事務所（小型家電分解作業）を再開（公益社団法人武蔵野市シルバー人材センターとの協働） むさしの環境フェスタにてフードドライブを実施
2		<新型コロナウイルス感染症拡大>
	2月	第7期廃棄物に関する市民会議 設置
	3月	エコプラザ（仮称）の正式名称決定（むさしのエコreゾートへ） 武蔵野クリーンセンター⇒むさしのエコreゾート（エコプラザ（仮称））への電力供給開始（エネルギーの5館連携開始） 武蔵野クリーンセンター⇒市内小・中学校（全18校）への自己託送による電力供給開始 三鷹駅北口喫煙所を設置
	7月	三鷹駅北口喫煙所の利用を開始
	11月	むさしのエコreゾート開館 市公式LINEアカウントがリニューアルされ、ごみに関する機能が追加
3	2月	蓄電池設置（四中、総合体育館、むさしのエコreゾート）
	3月	吉祥寺駅喫煙所、武蔵境喫煙所を設置（4月より利用を開始） 朝一番隊廃止 廃食用油・土の回収廃止 市内駅前周辺清掃（ごみゼロデー）廃止 「武蔵野市ごみアプリ」のストアでの公開終了 <オリンピック東京大会開催>
	8月	シルバー人材センターでの粗大ごみ再生事業終了
4	2月	第8期廃棄物に関する市民会議 設置

(2) し尿処理のあゆみ

昭和 25	10月 1日 汲取券制度(1本10円)による市営汲取を実施 収集作業は、自動車・リヤカー・牛馬車により、直営・業者・農民により処理 12月 4日 武蔵野市屎尿処理手数料条例制定
26	各地区ごとに汲取を実施した後、リヤカーにより積置場所まで運び、車に積み替え各農家に向け直送する。 9月 7日 武蔵野市屎尿汲取券取扱規則制定 久留米村、稲城村に直轄処理槽を作り不需要期処理に万全を期した。
27	従来、直営・業者・農家とが汲取作業をおこなっていたが、地区制が活れてきた。 直営28名、タンク自動車2台、ポンプ車1台、オート三輪2台、リヤカー14台 直轄処理槽を稲城村に36個増設し、計81個となり不需要期処理に万全を期す
28	冷害のため、農家の肥料としてのし尿利用度が極端に減少し、汲取放棄が各所に現れはじめ、申込汲取が増加し、一時処理が混乱した。 直営38名、自動車5台、オート三輪2台、リヤカー17台 直轄処理槽を市内境区、南多摩郡矢ノ口地区、北多摩郡久留米村等に増設。 これにより槽の数は123カ所となった。
29	9月13日 武蔵野市厨芥屎尿処理手数料条例廃止
30	業者、請負農家を明確にした。 直営33名(タンク自動車、バキュームカー1台、リヤカー17台) 委託10業者(オート三輪6台、リヤカー18台)、請負農家70名、槽の数は146カ所
31	化学肥料の進出のため、し尿の農村還元は減少の一途にあり、また人口増加に対応するため車両の増強を行う 直営19名(タンク自動車1台、バキュームカー2台、オート三輪1台、リヤカー10台) 委託11業者(オート三輪10台、リヤカー28台) 請負農家57名(オート三輪22台、リヤカー40台、馬車2台)
32	能率、衛生上の観点から桶汲取を漸次減少させ、し尿汲取の機械化をはかるため、大型バキューム1台、三輪バキューム1台を新規購入した。 直営19名(大型バキューム3台、三輪バキューム1台、リヤカー10台) 委託13業者(普通三輪13台、リヤカー28台)、請負農家43名(普通三輪19台、リヤカー25台)
33	直営20名(大型バキューム3台、三輪バキューム2台、リヤカー10台) 委託13業者(普通三輪16台、リヤカー23台)、請負農家30名(普通三輪13台、リヤカー18台)
34	直営地区の機械化が進む。 直営20名(大型バキューム3台、小型バキューム5台、リヤカー3台) 委託12業者(バキューム8台、普通三輪9台、リヤカー15台) 請負農家26名(普通三輪13台、リヤカー12台)、し尿の農村還元激減
35	宅地化の進行に伴い請負農家の作業放棄が増える。 直営23名(大型バキューム3台、小型バキューム6台、リヤカー3台) 委託10業者(バキューム14台、普通三輪7台、リヤカー3台) 請負農家14名(普通三輪6台、リヤカー8台)、終末処理の困難性急速に増す。
36	直営21名(大型バキューム3台、小型バキューム6台、リヤカー3台) 委託8業者(バキューム13台、リヤカー5台)、請負農家7名(普通三輪2台、リヤカー5台) 6月 1日 武蔵野・小金井・村山地区衛生組合設立 12月 1日 湖南処理場の第1期工事着手
37	直営19名(大型バキューム3台、小型バキューム6台、リヤカー1台) 委託8業者(バキューム14台)、請負農家3名(リヤカー3台) 清掃事務所内に仮設し尿中継槽設置
38	6月30日 湖南処理場の第1期工事終了 処理能力209k1/日 中継槽から委託業者により処理場に運搬。 委託1社(運搬車7台)、直営16名(大型バキューム1台、小型バキューム6台、軽四輪1台、リヤカー1台) 委託3業者(バキューム17台)、請負農家0
39	直営14名(大型バキューム1台、小型バキューム6台、軽三輪バキューム1台) 委託3業者(バキューム15台) 6月 5日 湖南処理場の第2期工事着手。
40	2月20日 湖南処理場の第2期工事完成。 処理能力100k1/日 1期、2期処理合計処理能力309k1/日 5月 1日 武蔵野・小金井・村山地区衛生組合を湖南衛生組合に名称変更、小平市・大和町加入 9月26日 湖南処理場の第3期工事着手。
41	直営14名(大型バキューム1台、小型バキューム6台、軽三輪バキューム1台) 委託3業者(バキューム16台) 8月31日 湖南処理場の第3期工事完成。 処理能力200k1/日 1期、2期、3期合計処理能力509k1/日

42	湖南処理場の完成により終末処理の問題は解決をみるに至る。 市内13地区に分け、15周期の定日汲み取りを実施
43	3月16日 し尿収集委託業者4社の連名により浄化槽汚物の収集（掃除を含む）を新会社を設立して行いたい旨許可申請が出され、許可する。（汲取業者の保証として市が指導）
44	直営14名（大型バキューム1台、小型バキューム6台）、委託3業者（バキューム16台） 10月11日 湖南処理場の第4期工事に着手。
45	1月1日 下水道処理の告示開始、吉祥寺東町、吉祥寺本町、御殿山、中町の一部、吉祥寺南町 4月1日 一般家庭のし尿汲取料金の廃止（無料化） 湖南処理場の第4期工事終了により、処理能力 100kl/日 10月1日 大和町市制施行→東大和市へ 11月3日 村山町市制施行→武蔵村山市へ 湖南衛生組合の構成団体5市となる 11月30日 1期、2期、3期、4期合計処理能力 609kl/日
46	直営9名（小型バキューム4台）、委託3業者（バキューム15台） 下水道処理の告示（吉祥寺北町の一部地域）
47	下水道の普及により水洗化が進み、汲取件数の減少傾向があらわれる 直営9名（小型バキューム4台）、委託3業者（ 〃 12台） 下水道処理の告示（吉祥寺北町、本町の一部地域） 運搬車5台（1台減）
48	直営9名（小型バキューム3台）、委託3業者（ 〃 10台） 下水道処理の告示（中町、緑町、八幡町の一部地域） 運搬車4台（1台減）
49	直営9名（小型バキューム3台）、委託2業者（ 〃 8台）、水洗化の進行により1業者廃業 下水道処理の告示（西久保、関前、境南町、八幡町の一部地域） 運搬車3台（1台減）
50	直営6名（小型バキューム2台）、委託2業者（ 〃 6台） 下水道処理の告示（関前、境南町、境の一部地域） 運搬車2台（1台減） 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法施行
51	直営6名（小型バキューム2台）、委託2業者（ 〃 5台） 下水道処理の告示（桜堤、境南町、境、関前の一部地域） 運搬車2台
52	直営6名（小型バキューム2台）、委託2業者（ 〃 3台） 運搬車1台（1台減）
53	直営3名（小型バキューム1台）、委託2業者（ 〃 2台） 運搬車1台 下水道の普及に伴い、し尿委託業者の救済処置（有価物回収経験の機会）として、古紙類の収集義務を委託する
58	9月 し尿中継槽を閉鎖し、汲取作業終了後は中間処理施設まで直送することとした。 このため、委託1業者（運搬車1台）との契約を解除し、転業に協力する。
59	直営3名（小型バキューム1台）、委託2業者（ 〃 2台）
60	直営3名（小型バキューム1台）、委託1業者（ 〃 1台） 10月 浄化槽法施行
63	6月1日 し尿全面委託によりバキューム車1台廃車（バキューム車1台のみ所有）
平成 5	6月 緊急対応用として保有していたバキューム車1台廃車
9	4月1日 一般家庭のし尿収集有料に
26	2月 湖南衛生組合、処理量に見合った新処理施設等の整備、不用施設の解体・撤去及び土地の有効活用を目的とした土地信託契約「湖南衛生組合総合整備事業に係る処分竣工型土地信託事業」を締結。（平成26年度から平成28年度にかけて総合整備事業を実施）
28	9月 湖南衛生組合総合整備事業にかかわる新処理施設建設工事完了。処理能力4.1kl/日
29	2月 湖南衛生組合、土地信託契約「湖南衛生組合総合整備事業に係る処分竣工型土地信託事業」を終了。（信託期間は平成26年2月19日～平成29年2月28日）

3 ごみ収集頻度等見直し実施後の環境負荷等に関する効果検証（令和2年9月）

(1) 経緯

- ・平成30年9月の「ごみ収集の在り方等検討委員会最終報告書」（以下「最終報告書」という。）において、以下のとおり武蔵野市におけるごみ収集（行政収集）の現状の課題が挙げられ、見直し案（表1）が示された。

- ・各収集事業者の、曜日毎の必要車両台数に幅が大きい（事業者の経営資源の非効率性は潜在的高コスト要因）
- ・複数の事業者が収集品目、地区ごとに混在していることによる収集体制の硬直化
- ・近隣他市と比較して頻回な行政収集
- ・資源物の収集が、燃やす・燃やさないごみの収集と比べて、収集車両が満積載になるまで時間が掛かる（走行時間が長い）こと
- ・行政収集は市内を8地区に区分けしていたが、地区ごとの世帯数比率に最大で約3倍の偏りがあったこと

<表1 ごみ収集頻度等の見直し内容>

		平成31年3月まで	平成31年4月以降
収集頻度	燃やさないごみ	月2回	隔週
	びん、缶、危険有害、ペットボトル	週1回	
収集地区割		8地区（1地区当たり世帯数 約6,200～17,000）	10地区（1地区当たり世帯数 約6,200～9,200）

(2) 見直し実施による効果検証の結果

- ・効果検証の方法としては、まず見直し前後の車両台数や走行距離、ごみ量等を調査した。そのデータを基に、環境負荷やコスト、市民の利便性などへの効果を検証・考察した。

① 資源物

- ・資源物のうち、びん、缶、ペットボトルの収集頻度を「毎週」から「隔週」としたことにより、当該資源物の年間収集回数は約半分となった。
- ・年間収集回数の減少により稼働車両台数が削減された場合、環境負荷の削減効果があると考えられる（以下1）～3）で検証）。

1) 稼働車両台数の削減

- ・びん、缶、ペットボトルは収集する曜日の変更や地区の細分化、年間収集回数の減少により曜日毎の業務量が平準化し、業者への調査による週当たりの稼働車両台数が削減された。またプラスチック製容器包装については収集頻度の変更はないが、収集する曜日の変更や地区の細分化により曜日毎の業務量が平準化し、週当たり稼働車両台数が削減された。最終報告書における試算よりはやや低い、年間では253台分の削減となった（表2のとおり）。
- ・また、曜日毎の稼働車両台数は当初見込んだ平準化がなされている（表3のとおり）。
- ・びんについては4社による収集で、そのうち3社がこれまでの週3日収集から週5日収集となり、1日当たりの稼働時間は短くなったが稼働台数は増加した。

<表2 車両稼働台数の変化(週当たり・年間)>

	週当たり				年間		
	平成31年 3月まで	試算値	令和 元年度	増減	平成31年 3月まで	令和 元年度	増減
びん	26 台	20 台	27.5 台	+1.5 台	1,249 台	1,352 台	+103 台
缶	23.5 台	22.5 台	21 台	-2.5 台	1,208 台	1,083 台	-125 台
ペットボトル	23 台	23 台	22 台	-1 台	1,176 台	1,134 台	-42 台
容器包装プラ	53 台	50 台	49 台	-4 台	2,766 台	2,577 台	-189 台
合 計	125.5 台	115.5 台	119.5 台	-6 台	6,399 台	6,146 台	-253 台

<表3 曜日別車両稼働台数の変化>

		月	火	水	木	金	合計
びん、缶、ペットボトル、 容器包装プラの計	平成31年3月まで	24.5 台	25.5 台	32 台	21 台	22.5 台	125.5 台
	令和元年度	23.5 台	25 台	22.5 台	24 台	24.5 台	119.5 台

2) 車両走行距離の削減

- ・業者への調査による年間の車両走行距離は、最終報告書における試算(-33,618km)より低くなったが、**-22,878km**の削減となった(表4のとおり)。

<表4 年間車両延べ走行距離の変化>

	増減 (平成31年3月まで→令和元年度)
びん	+1,257km*
缶	-8,912km
ペットボトル	-2,481km
容器包装プラ	-12,742km
合 計	-22,878km

*びんは4社中3社の収集日が週3日から週5日となったため、中間処理場への往復距離分増加した。

3) 収集見直しによる環境負荷削減効果

- ・走行距離削減分は、軽油換算※で年間**7,626ℓ**の使用エネルギー削減見込みとなる。
- ・これをCO₂排出量に換算※※すると、年間で**約19.7t分**の削減効果となる。

<表5 環境負荷削減量>

	試算	令和元年度
年間使用エネルギー削減量(軽油換算)	11,206 ℓ	7,626 ℓ
年間CO ₂ 排出削減量	29.3 t	19.7 t

※ 収集車両の平均燃費(軽油1ℓあたり約3km。低速での発進停止頻回のため非常に燃費が悪い)で換算

※※環境省の算定方法による(軽油1ℓあたりのCO₂排出量2.585(kg-CO₂/ℓ))

② 不燃ごみ

- ・年間収集回数は24回→約26回と、9%弱増加した。
- ・年間収集回数の増加が稼働車両台数の増加につながった場合、環境負荷もまた増加すると考えられる。しかし、台数は2,265台→2,276台(武蔵野クリーンセンターの搬入・搬出年報による)と増加したものの、増加率は1%未満である。人口・世帯の増加率(各年度4/1現在比で0.8%増)よりも低く、ごみ重量の増加率(約7%)よりはるかに低い。よって、環境負荷に及ぼした負の影響はほぼないものと考えられる。また1台当たりの収集量や収集効率は上がっていると考えられる。

③ ごみ重量

- ・びん、缶、ペットボトルの発生量は前年比で約6%減少し、燃やさないごみは約5%増加した。ただし、ごみ重量の増減については、複合的な要因が考えられる。

＜表6 ごみ発生量の変化＞

	平成30年度	令和元年度	増減	増加率
びん、缶、ペットボトル	2,329 t	2,189 t	-140 t	-6.0%
不燃ごみ	1,064 t	1,120 t	+56 t	+5.2%

(3) 考察

- ・検証の結果、業務量の平準化がなされ、それにより最終報告書における試算値よりは少ないものの環境負荷(CO2)の削減効果が認められた。なお、今後新しい収集頻度と地区割に対して各事業者による収集体制の適正化が進めば、更なる効率化の余地はあると考える。
- ・収集の経費は、入札や事業者の中長期的な設備投資・雇用など様々な要因により定まるため、収集頻度等の見直しにより収集コストへの影響が即座に現れるということは難しい。最終報告書でも人件費の高騰など、他の要因も収集コストに影響すると記載している。
- ・事業者の人員・車両確保などにおけるコスト削減効果があることから、収集頻度等の見直しによる効果は中長期的にみてコスト抑制に資するものと捉えることができる。
- ・地区割を見直し、吉祥寺本町以外は町単位の収集地区割となった。また、びんは同じ町丁目内で複数業者が混在していたが、解消された。そのため、取り漏れ・問い合わせ対応などの行政事務の効率化が図られた。
- ・地区割の見直しや曜日ごとの収集量均等化により、事業者の業務運営体制が効率化するとともに車両稼働台数や走行距離が削減され、車両の事故リスクを低下させた。これらにより、業務の継続性を高められたといえる。
- ・不燃ごみの年間収集回数が増加したことや、地区割の見直しや曜日ごとの収集量均等化により収集終了までの時間が均等化され、市民の利便性向上につながったといえる。
- ・一部資源物の収集頻度の減少は、市民の利便性低下につながる面もある。
- ・収集頻度の減少が市民の排出抑制意識を高め、新たな生活様式に誘導するといった側面も考えられる。
- ・令和元年度の資源物の排出量は前年度に比べ減少し、燃やさないごみの排出量は増加した。増減の要因は収集頻度見直しの他にも市民の排出抑制意識の変化、新型コロナウイルス対策としての外出自粛による影響など複合的であると考えられる。今後も継続してごみ減量を推進するための指導・啓発活動を行っていく必要がある。

令和４年版

事業概要

廃棄物の抑制・再利用と適正処理

(統計：令和３年度実績)

令和４年８月発行

発行者 東京都武蔵野市
TEL (0422)51-5131(代)

編集 環境部
ごみ総合対策課
TEL (0422)60-1802(直)
FAX (0422)51-9950